

# 三鷹市介護職員等家賃補助金 申請の手引き

令和2年4月1日 作成  
三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係

## 1 目的

三鷹市内に所在する介護事業所における介護職員等の確保及び定着を図り、もって高齢者福祉の向上に資するため、介護職員等に対し居住する民間賃貸住宅の家賃の一部を予算の範囲内で補助する。

## 2 対象施設

市内に所在する特別養護老人ホームと介護老人保健施設（令和2年4月1日時点）

特別養護老人ホーム
弘済園
恵比寿苑
みたか紫水園
三鷹げんき
ピオーネ三鷹
介護老人保健施設
介護老人保健施設太郎
介護老人保健施設三鷹中央リハケアセンター
三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう
介護老人保健施設三鷹ロイヤルの丘

## 3 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 交付申請日において市内に住所を有する者
- (2) 市内に所在する特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設において、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に新たに勤務を開始した者  
※ 市内介護事業所（旧三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山及び旧三鷹市高齢者センターどんぐり山を除く。）において勤務していた者を除く。
- (3) 次のいずれかの資格を有する者又は就労開始日からおおむね3年以内に当該資格を取得する予定がある者
  - ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士
  - イ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に規定する介護員養成研修のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した介護士
  - ウ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する看護師
- (4) 民間賃貸住宅を補助対象者の本人名義で賃貸借契約を締結し、当該民間賃貸住宅に居住する者  
※ 公営住宅、雇用促進住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅及び補助対象者の3親等以内の親族が所有している住宅を除く。
- (5) 世帯全員が市税を滞納していない者
- (6) 世帯全員が三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
- (7) この補助金と同種の補助金等の対象となっていない者

#### 4 補助額及び補助対象期間

##### (1) 補助額

負担した家賃の額と月額上限 20,000 円を比較して、いずれか少ない額（ただし、各年度において定める予算の範囲内）

##### (2) 補助対象期間

補助対象者ごとに算定し、補助開始月（交付申請を行う日の属する年度の4月以降で、かつ、補助対象者の要件を満たした最初の月）から起算して 60 月までとする。各年度の補助対象期間は、次の表のとおり。

※ 初年度分から第5年度分までの合計入居月数が 60 月に達しない場合は、翌年度 60 月に達する月までの入居期間を第6年度分とする。

補助年度区分	年度毎の補助対象期間
初年度分	補助開始月から当該年度の3月までの入居期間
第2年度分から第5年度分まで	4月から翌年の3月までの入居期間

#### 5 手続きの流れ

時期（予定）	補助対象者	市
10月25日まで（※）	補助金交付申請 （上半期（4～9月））	
11月中旬頃		支払い
3月25日まで（※）	補助金交付申請 （下半期（10～3月））	
4月中旬頃		支払い

※ 申請期日が、いずれも土日祝日に当たる場合は、翌営業日まで

##### (1) 交付申請

補助対象者は、半期ごとに次の書類を市へ提出して下さい。

###### 【提出書類】

ア 様式第1号 三鷹市介護職員等家賃補助金交付申請書兼請求書

イ 対象の資格を有することが確認できる証等の写し

※ 初回申請時のみ。勤務開始日からおおむね3年以内に当該資格を取得する予定がある者については、当該資格を取得してから後日提出して下さい。

ウ 賃貸借契約書の写し

※ 補助対象期間中のものを必ず提出してください（賃貸人、賃借人契約期間及び住所が確認できるページをコピーしてください。）。例えば、申請期間途中で更新した場合は、更新前と更新後の両方の契約書の写しの提出が必要となります。

エ 補助金の交付対象となる月の家賃を支払ったことを証明する書類の写し

(2) 補助額の決定及び支払い

市は、(1)での提出書類の内容を審査したうえで、適当と認める場合は補助額決定通知を送付し補助対象者の指定した口座へ支払いを行います。

6 その他

(1) 他の類似する補助制度との重複の禁止

住宅に関する他の補助制度と重複して、補助金の交付を受けることはできません。

(2) 補助金の交付決定の取消

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定の全部又は一部を取り消します。

ア 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

イ 補助金の交付の条件その他三鷹市介護職員等家賃補助金交付要綱の規定に違反したとき。

ウ その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(3) 補助金の返還

補助金の交付に係る決定を取り消したときは、期限を定めて既に交付した補助金を返還していただきます。

【問合せ・提出先】

三鷹市健康福祉部介護保険課介護給付係

〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1

TEL 0422 (45) 1151 (内線 2684~2686)